

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成23年6月23日(2011.6.23)

【公開番号】特開2010-181(P2010-181A)
 【公開日】平成22年1月7日(2010.1.7)
 【年通号数】公開・登録公報2010-001
 【出願番号】特願2008-160428(P2008-160428)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4
 A 6 3 F 7/02 3 2 9
 A 6 3 F 7/02 3 5 3
 A 6 3 F 7/02 3 5 5 E

【手続補正書】
 【提出日】平成23年4月26日(2011.4.26)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

遊技者が所有する有価価値を消費して遊技媒体を貸し出す場合の変換レートを遊技者が設定可能であって、前記遊技媒体を使用した遊技の結果によって遊技媒体を払い出すことが可能な複数の遊技用装置、及び、前記遊技用装置に対応して設けられ、前記遊技に使用されて回収された遊技媒体を計数する回収媒体計数手段から遊技に関する遊技情報を収集し、前記収集した遊技情報を管理する情報管理装置を備えた遊技システムにおいて、

所定期間において前記遊技用装置によって貸し出された遊技媒体の数を示す貸出数、前記所定期間において前記遊技用装置によって払い出された遊技媒体の数を示す払出数、及び前記所定期間において前記回収媒体計数手段によって計数された遊技媒体の数を示す回収数に基づいて、払出差数を算出する払出差数算出手段と、

前記払出差数算出手段によって算出された払出差数が予め設定された回収数異常判定条件と一致する場合に、前記回収数に異常が発生したと判定する回収数異常判定手段と、

前記回収数異常判定手段によって前記回収数異常が発生したと判定された場合に、前記回収数異常が発生した遊技用装置に設定された前記変換レートと当該遊技用装置に隣接する隣接遊技用装置に設定された前記変換レートを比較する変換レート比較手段と、

前記変換レート比較手段による比較結果に基づいて、前記回収数異常の発生要因を特定する発生要因特定手段と、を備えたことを特徴とする遊技システム。

【請求項2】

前記発生要因特定手段は、前記回収数異常の発生要因が、前記回収数異常が発生した遊技用装置の遊技者による単独での遊技媒体の持ち込みであるか、又は前記回収数異常が発生した遊技用装置が設置される遊技場内で、前記隣接遊技用装置の遊技者が前記回収数異常が発生した遊技用装置の遊技者に前記遊技媒体を横流ししたことによる持ち込みによるものであるかを特定することを特徴とする請求項1に記載の遊技システム。

【請求項3】

前記遊技システムは、前記回収媒体計数手段によって出力される遊技媒体の回収情報に基づいて、前記隣接遊技用装置が稼働しているか否かを判定する稼働状況判定手段を備え

前記発生要因特定手段は、前記回収数異常が発生した遊技用装置に設定された前記変換レートと前記隣接遊技用装置に設定された変換レートとの前記変換レート比較手段による比較結果、及び前記稼動状況判定手段による前記隣接遊技用装置の稼動状況に基づいて、前記回収数異常の発生要因を特定することを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技システム。

【請求項4】

前記発生要因特定手段は、前記回収数異常が発生した遊技用装置に設定された前記変換レートが、遊技者によって設定可能な変換レートのうち最低の変換レートである場合には、前記回収数異常の発生要因が、前記回収数異常が発生した遊技用装置の遊技者による単独での遊技媒体の持ち込みによるものであると特定することを特徴とする請求項3に記載の遊技システム。

【請求項5】

前記発生要因特定手段は、前記回収数異常が発生した遊技用装置に設定された前記変換レートが、前記稼動状況判定手段によって稼動していると判定された前記隣接遊技用装置に設定された変換レート以下であるとの比較結果の場合には、前記回収数異常が発生した遊技用装置の遊技者による単独での遊技媒体の持ち込みによるものであると特定することを特徴とする請求項3又は請求項4に記載の遊技システム。

【請求項6】

前記発生要因特定手段は、前記回収数異常が発生した遊技用装置に設定された変換レートが、前記稼動状況判定手段によって稼動していると判定された前記隣接遊技用装置に設定された変換レートより高いとの比較結果の場合に、前記回収数異常の発生要因が、前記回収数異常が発生した遊技用装置が設置される遊技場内で、前記隣接遊技用装置の遊技者が前記回収数異常が発生した遊技用装置の遊技者に前記遊技媒体を横流ししたことによる持ち込みによるものと特定することを特徴とする請求項3から5のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項7】

前記遊技システムは、前記回収数異常判定手段によって前記回収数異常が前記遊技用装置に発生したと判定された場合に、前記回収数異常が発生したことを、前記発生要因特定手段によって特定された回収数異常の発生要因を特定可能に報知する異常報知手段を備えることを特徴とする請求項1から6のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項8】

前記遊技システムは、前記変換レート比較手段による比較結果に基づいて、前記回収数異常の異常レベルを設定する異常レベル設定手段を備え、

前記異常報知手段は、前記異常レベル設定手段によって設定された異常レベルに対応する報知態様で回収数異常が発生したことを報知することを特徴とする請求項7に記載の遊技システム。

【請求項9】

前記遊技用装置は、遊技に使用されずに当該遊技用装置の外部へ導出された未使用遊技媒体を計数する未使用遊技媒体計数手段により計数された未使用遊技媒体数を、当該未使用遊技媒体数の範囲内で遊技媒体として払い出すことが可能であり、

前記遊技システムは、

前記払出差数算出手段によって算出された払出差数、及び前記未使用遊技媒体計数手段によって計数された未使用遊技媒体数に基づいて、前記遊技用装置に存在する存在遊技媒体数を算出する存在遊技媒体数算出手段と、

前記存在遊技媒体数算出手段によって算出された存在遊技媒体数が所定値以上であり、前記遊技媒体の貸出要求又は前記未使用遊技媒体の払戻要求が前記遊技用装置にあった場合に、払出差数異常が発生したと判定する払出差数異常判定手段と、を備え、

前記発生要因特定手段は、前記回収数異常が発生した遊技用装置に隣接する前記隣接遊技用装置に、前記払出差数異常が発生したと前記払出差数異常判定手段によって判定された場

合には、前記回収数異常の発生要因が、前記回収数異常が発生した遊技用装置が設置される遊技場で、前記隣接遊技用装置の遊技者が前記回収数異常が発生した遊技用装置の遊技者に前記遊技媒体を横流ししたことによる持ち込みによるものであると特定することを特徴とする請求項2から請求項8のいずれか一つに記載の遊技システム。

【請求項10】

前記遊技システムは、

予め設定された撮影範囲内における任意の遊技用装置周辺を撮影可能な複数の監視カメラを制御する監視カメラ制御手段と、

前記発生要因特定手段によって特定された前記回収数異常の発生要因に基づいて、前記回収数異常が発生した場合に監視対象とする遊技用装置を特定する監視対象遊技用装置特定手段と、を備え、

前記監視カメラ制御手段は、前記監視対象遊技用装置特定手段によって前記監視対象として特定された遊技用装置周辺を撮影範囲として含む前記監視カメラに、当該監視対象の遊技用装置周辺を撮影させることを特徴とする請求項1から9のいずれか一つに記載の遊技システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

第1の発明は、遊技者が所有する有価価値を消費して遊技媒体を貸し出す場合の変換レートを遊技者が設定可能であって、前記遊技媒体を使用した遊技の結果によって遊技媒体を払い出すことが可能な複数の遊技用装置、及び、前記遊技用装置に対応して設けられ、前記遊技に使用されて回収された遊技媒体を計数する回収媒体計数手段から遊技に関する遊技情報を収集し、前記収集した遊技情報を管理する情報管理装置を備えた遊技システムにおいて、所定期間において前記遊技用装置によって貸し出された遊技媒体の数を示す貸出数、前記所定期間において前記遊技用装置によって払い出された遊技媒体の数を示す払出数、及び前記所定期間において前記回収媒体計数手段によって計数された遊技媒体の数を示す回収数に基づいて、払出差数を算出する払出差数算出手段と、前記払出差数算出手段によって算出された払出差数が予め設定された回収数異常判定条件と一致する場合に、前記回収数に異常が発生したと判定する回収数異常判定手段と、前記回収数異常判定手段によって前記回収数異常が発生したと判定された場合に、前記回収数異常が発生した遊技用装置に設定された前記変換レートと当該遊技用装置に隣接する隣接遊技用装置に設定された前記変換レートとを比較する変換レート比較手段と、前記変換レート比較手段による比較結果に基づいて、前記回収数異常の発生要因を特定する発生要因特定手段と、を備えたことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

第3の発明は、前記遊技システムは、前記回収媒体計数手段によって出力される遊技媒体の回収情報に基づいて、前記隣接遊技用装置が稼働しているか否かを判定する稼働状況判定手段を備え、前記発生要因特定手段は、前記回収数異常が発生した遊技用装置に設定された前記変換レートと前記隣接遊技用装置に設定された変換レートとの前記変換レート比較手段による比較結果、及び前記稼働状況判定手段による前記隣接遊技用装置の稼働状況に基づいて、前記回収数異常の発生要因を特定することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

第5の発明は、前記発生要因特定手段は、前記回収数異常が発生した遊技用装置に設定された前記変換レートが、前記稼動状況判定手段によって稼動していると判定された前記隣接遊技用装置に設定された変換レート以下であるとの比較結果の場合には、前記回収数異常が発生した遊技用装置の遊技者による単独での遊技媒体の持ち込みによるものであると特定することを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

第6の発明は、前記発生要因特定手段は、前記回収数異常が発生した遊技用装置に設定された変換レートが、前記稼動状況判定手段によって稼動していると判定された前記隣接遊技用装置に設定された変換レートより高いとの比較結果の場合に、前記回収数異常の発生要因が、前記回収数異常が発生した遊技用装置が設置される遊技場内で、前記隣接遊技用装置の遊技者が前記回収数異常が発生した遊技用装置の遊技者に前記遊技媒体を横流ししたことによる持ち込みによるものと特定することを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

第8の発明は、前記遊技システムは、前記変換レート比較手段による比較結果に基づいて、前記回収数異常の異常レベルを設定する異常レベル設定手段を備え、前記異常報知手段は、前記異常レベル設定手段によって設定された異常レベルに対応する報知態様で回収数異常が発生したことを報知することを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

第9の発明は、前記遊技用装置は、遊技に使用されずに当該遊技用装置の外部へ導出された未使用遊技媒体を計数する未使用遊技媒体計数手段により計数された未使用遊技媒体数を、当該未使用遊技媒体数の範囲内で遊技媒体として払い出すことが可能であり、前記遊技システムは、前記払出差数算出手段によって算出された払出差数、及び前記未使用遊技媒体計数手段によって計数された未使用遊技媒体数に基づいて、前記遊技用装置に存在する存在遊技媒体数を算出する存在遊技媒体数算出手段と、前記存在遊技媒体数算出手段によって算出された存在遊技媒体数が所定値以上であり、前記遊技媒体の貸出要求又は前記未使用遊技媒体の払戻要求が前記遊技用装置にあった場合に、払出差数異常が発生したと判定する払出差数異常判定手段と、を備え、前記発生要因特定手段は、前記回収数異常が発生した遊技用装置に隣接する前記隣接遊技用装置に、前記払出差数異常が発生したと前記払出差数異常判定手段によって判定された場合には、前記回収数異常の発生要因が、前記回収数異常が発生した遊技用装置が設置される遊技場内で、前記隣接遊技用装置の遊技者が前

記回収数異常が発生した遊技用装置の遊技者に前記遊技媒体を横流ししたことによる持ち込みによるものであると特定することを特徴とする。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

第10の発明は、前記遊技システムは、予め設定された撮影範囲内における任意の遊技用装置周辺を撮影可能な複数の監視カメラを制御する監視カメラ制御手段と、前記発生要因特定手段によって特定された前記回収数異常の発生要因に基づいて、前記回収数異常が発生した場合に監視対象とする遊技用装置を特定する監視対象遊技用装置特定手段と、を備え、前記監視カメラ制御手段は、前記監視対象遊技用装置特定手段によって前記監視対象として特定された遊技用装置周辺を撮影範囲として含む前記監視カメラに、当該監視対象の遊技用装置周辺を撮影させることを特徴とする。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

第1の発明によれば、遊技媒体を貸し出す場合の変換レートを遊技者が任意に設定できる遊技システムにおいて、不正行為（遊技媒体の持ち込み等）が発生した遊技用装置を迅速に発見しつつ、その不正行為の発生要因を特定できる。